

畜産業振興事業に係る旅費の留意事項について

平成19年4月18日付け19農畜機第 236号
一部改正 平成29年3月16日付け28農畜機第6262号
一部改正 令和 2年5月14日付け 2農畜機第 945号

「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）の別表第4に規定する機構が別に定める留意事項について、下記のとおり定めるものとする。

畜産業振興事業（委託による事業を含む。）に係る会議、指導及び調査等のための旅費は、事業実施主体等の定める規程に基づき算定した額によって支出するものであるが、以下の事項については、本留意事項に規定するところにより支出するものとする。

1 特別料金

特別車両料金、特別船室料金及び特別航空運賃は、支出しないものとする。

2 航空機の利用等

航空機を利用する場合、各航空会社や旅行代理店等の各種割引制度及びインターネット割引制度、チケットレス割引制度等を積極的に活用するものとする。

また、次の（1）及び（2）については、当該事業により開催する会議の出席者（当該事業補助金により負担する者に限る。）についても適用し、事業実施主体等は出席者への周知に努めるものとする。

（1）航空機を利用する場合の旅費精算請求時においては、航空運賃を証明する書類として領収書及び搭乗半券（写しを含む。以下「領収書等」という。）を添付すること（チケットレス割引を利用した場合は、搭乗券入手の際、航空会社カウンターで領収書を入手するものとする。）

（2）パック旅行の場合、証明する書類としてパック旅行の領収書等を添付することとする。また、当該宿泊料及び航空運賃については、パック料金を上限として支出するものとする。

3 日当

午後からの出発や一日の予定が帰路だけの場合に支出する日当の額は、日当の2分の1以内の額とする。

4 宿泊料金

出張者が旅行先で自宅及び実家等（宿泊料金が無料である宿泊先を含む。）に宿泊した場合、宿泊料金は支出しないものとする。

5 委員等の日当

委員会等の開催に際して、委員等に委員謝金を支出する場合、日当は支出しないものとする。

附 則（平成19年4月18日付け19農畜機第236号）

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 平成19年4月30日以前に出発する旅費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日付け28農畜機第6262号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月14日付け2農畜機第945号）

この規程は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとする。